

J A M 政策NEWS

2007年1月23日 第2007-25号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

健康保険組合理事懇談会

特定健康診断・保健指導について厚生労働副大臣へ要請

1月23日、厚生労働省で健康保険組合理事懇談会幹事が、特定健康診断・保健指導について、武見厚生労働副大臣へ要請書を手渡しました。

今回の医療制度改革では、糖尿病や脳卒中、心疾患などの危険因子である「メタボリックシンドローム」を克服することにより、糖尿病などの有病者・予備群の発症を25%抑制するという目標が掲げられました。これにより、健康保険組合に40歳以上の被保険者、被扶養者に対する特定健康診断・保健指導が義務付けられました。しかしこれを実施するにあたり健康保険組合では様々な問題が山積しています。

昨年12月に開催した健康保険組合理事懇談会では、特定健康診断・保健指導の研修を行いました。懇談会の参加者からいただいた意見を基に、健康保険組合理事懇談会として要請を行いました。



武見副大臣に要請書を手渡す
健康保険組合理事懇談会宮本代表幹事

【要請内容（ ）内は武見副大臣の答弁】

1. 特定健康診断の健診項目を労働安全衛生法の定期健康診断項目と一致させること。
(同感である。健診項目の一致は事業主側が反対している。健診項目はまだ決まっていないが、事業主の責務として一本化すべきだと思う。)
2. 保健指導では、保健師だけでなく看護師も保健指導ができるようにすること。
(2008年から5年間、暫定的に看護師に保健指導を行ってもらうことになる。保健指導を行うには訓練が必要。看護師にも研修や訓練を受けてもらうことになるかもしれない。今後検討する。)
3. 特定健康診断では、検体を郵送する「郵送検診」を認めること。
(郵送が認められる項目はあるけれど、全部郵送検診とすることはむずかしい。どこまでできるか今後検討する。)
4. 特定健康診断のデータ管理の標準化と統一化を徹底すること。
(同感である。制度管理が必要であることは、十分承知している。)

要請行動参加者

今泉参議院議員 津田参議院議員

< 健康保険組合理事懇談会 >
宮本代表幹事(日本ビクター労組)
石原幹事(日本電子健保組合)
柴崎幹事(日本ビクター健保組合)
菊地幹事(山武グループ健保組合)
重永幹事(日本電子連合労組)
中井幹事(山武労組)

< J A M本部 >
大山書記長